

第3次

豊中市男女共同参画計画

概要版

令和4年(2022年)2月

豊中市

I

計画の策定にあたって

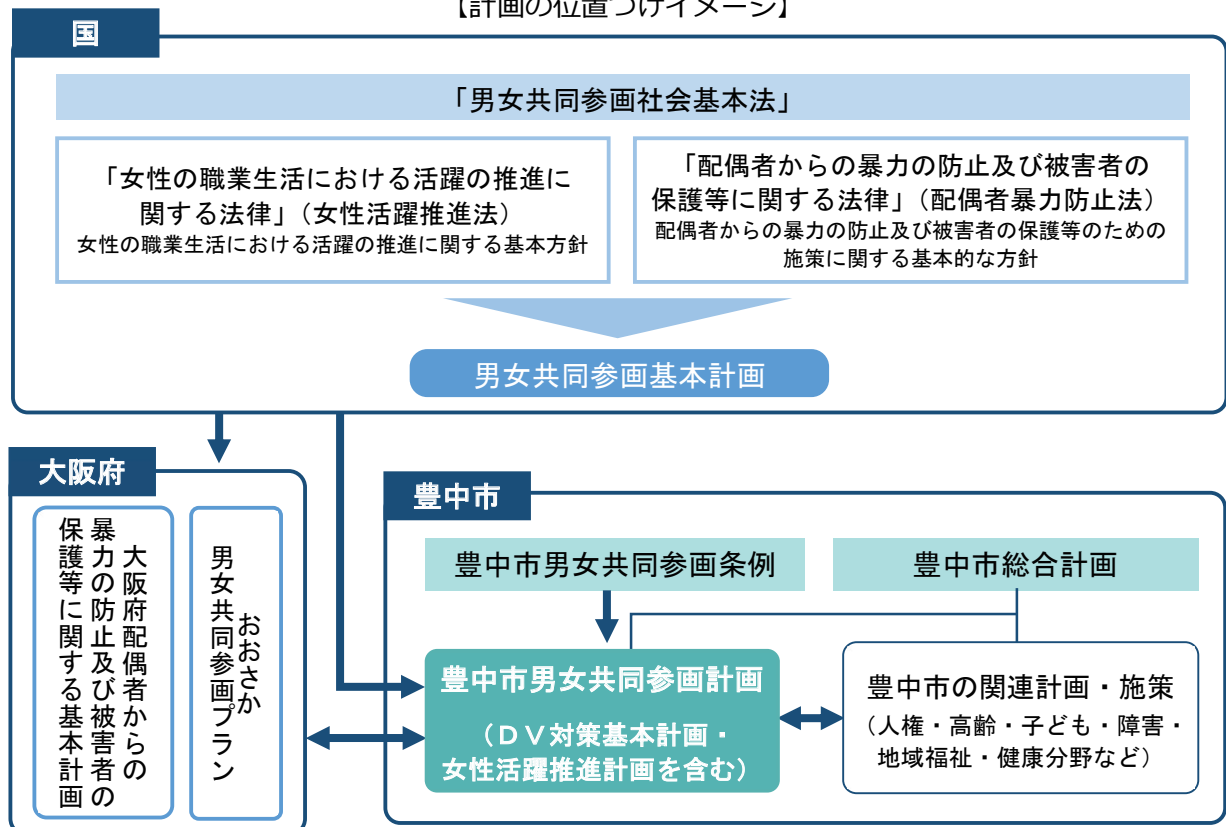
1. 計画策定の趣旨

社会情勢の変化や世界、国、大阪府の男女共同参画に関する動向や、これまでの本市の計画の進捗状況などをふまえ、男女共同参画社会の実現と女性活躍推進、およびDV対策に取り組み、新しい時代を切り拓いていくため、「第3次豊中市男女共同参画計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ等

- 「豊中市男女共同参画推進条例」第9条に基づく男女共同参画の推進に関する基本的な計画
- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定の「市町村男女共同参画計画」
- 「豊中市男女共同参画推進条例」第10条に基づく男女共同参画推進の指針
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）を包含
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（DV対策基本計画）を包含
- 「第4次豊中市総合計画」を上位計画とし、各種計画との整合性を持つもの
- 国「第5次男女共同参画基本計画」および「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン（2021-2025））」をふまえて策定するもの

【計画の位置づけイメージ】



●●● SDGs と豊中市の取組みについて ●●●

本市においては、SDGsに基づいた施策展開を図ってきました。また、令和2年度（2020年度）には本市がSDGsの達成に向けて提案した取組みが国に評価され、「SDGs未来都市」に選定されるとともに、国と協力しながら提案内容を具体化する3年間の「SDGs未来都市計画」を策定し、SDGsに関する取組みを推進しています。

SDGsの全17の目標分野について、「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」は、すべての目標達成において必要な条件であるとされており、本計画においても、あらゆる施策にジェンダー視点を取り入れ、ジェンダー平等の実現をめざします。

また、本計画では「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」とともに、「目標3 すべての人に健康と福祉を」、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標8 働きがいも経済成長も」、「目標10 人や国の不平等をなくそう」、「目標16 平和と公平をすべての人に」の6分野を中心に、すべての目標に関わる施策内容を含んでいます。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）までの10年間とします。また、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、令和8年度（2026年度）に計画の中間見直しを行い、必要に応じて改定します。

4. 計画の進行管理

- 計画の達成度や取組みの進捗状況を的確に把握・評価するため、PDCAサイクルに基づき、指標を活用しながら、より効果的な計画の推進に資するための進行管理を行います。
- 重点的に取り組む施策を設定し、各指標と連動させることで、計画の効果的な推進、進行管理を図ります。
- 本計画の目標値については、計画策定の時点で想定可能な具体的目標とするため、成果指標および活動指標の目標達成年度を、中間見直しを行う令和8年度（2026年度）に設定しています（個別の目標達成年度があるものを除く）。
- 施策の取り組み状況については、市長の附属機関である豊中市男女共同参画審議会を確認を行うとともに、豊中市人権行政推進本部において進行管理を行います。その結果については、ホームページなどで公表し、計画的な事業の推進を図ります。

5. 世界・国・大阪府の男女共同参画に関する動向

1) 世界の動向

- 平成27年（2015年）の国連サミットにおける持続可能な開発目標（SDGs）の設定
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による女性および女児への影響

2) 国の動向

- 令和2年（2020年）12月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定

3) 大阪府の動向

- 令和3年（2021年）3月に「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」策定

6. 第2次豊中市男女共同参画計画改定版・第2次豊中市DV対策基本計画における取組みの状況と課題

【取組みの状況】

- 「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」（以下、「すてっぷ」という。）での常設相談、各種講座の実施
- 男女平等や性的マイノリティ、各種ハラスメント等への理解に向けた教育・啓発
- 女性の職業能力の向上に向けた講座や相談支援の実施
- ワーク・ライフ・バランスに向けた講座等の開催や「イクボス宣言」の実施
- DVに関する啓発や豊中市配偶者暴力相談支援センターの配置 など

【課題】

- 各種講座や事業への参加者が継続的に交流できる機会・場づくり
- コロナ禍の影響を受けている方への就労支援や就労継続・キャリアアップ支援
- さまざまな困難を抱える人を対象とする各種相談窓口のさらなる連携
- コロナ禍の影響を踏まえたDVや性暴力に関する相談支援の強化 など

策定のポイント

- より効果的、効率的に施策を推進するため、「豊中市DV対策基本計画」ならびに「女性活躍推進法に基づく推進計画」を一体化し、各法に基づく3つの計画を包含する計画として策定
- 「意識の改革」と「女性の参画の拡大」を両輪とした男女共同参画の推進
- 性に関する教育・学習や相談支援の充実
- 性的マイノリティへの支援に関する取組みの周知と安心して相談できる体制づくり
- 社会・経済状況の動向を踏まえた多様な働き方への支援とワーク・ライフ・バランスの推進
- 男女共同参画の視点に立った地域包括ケアシステム・豊中モデルの強化・構築
- DV被害者を迅速かつ適切に支援につなぐための相談支援体制の充実
- あらゆる性暴力の防止、被害者支援

Ⅱ

計画のめざす方向

1. 基本理念

本計画は、一人ひとりの人権を尊重し合いながら、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会の実現」をめざすものです。

2. 基本目標

本計画の基本理念である「男女共同参画社会の実現」に向けて必要となる取組みの柱として、以下の4つの基本目標を設定します。

なお、基本目標2「あらゆる分野での女性の活躍を推進する」は「豊中市女性活躍推進計画」、基本目標4「あらゆる暴力を根絶する」の一部は「豊中市DV対策基本計画」として位置づけます。

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する

基本目標2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する

基本目標3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する

基本目標4 あらゆる暴力を根絶する

3. 基本的視点

4つの基本目標を達成するため、以下の6つの基本的視点をふまえて、関連する施策・取組みを推進していきます。

- (1) 互いの人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担意識の解消
- (3) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (4) すべての人が活躍できる社会・環境づくりの推進
- (5) 安心して暮らせる社会・環境づくりの推進
- (6) 市民・地域・事業者等の多様な主体の協働による男女共同参画の推進

4. 重点的に取り組む施策

本市における「男女共同参画社会の実現」に向けて、本計画に関連する取組みの基盤となり、本計画の推進をしっかりと下支えする施策や、より積極的に対応すべき施策を「重点的に取り組む施策」として設定します。

なお、それぞれの「重点的に取り組む施策」には、★印と番号を付加し、各基本目標の指標と連動させています（指標の詳細については本編をご参照ください）。

5. 施策の体系

基本目標	基本課題	施策の方向
1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する	1 人権意識の育み	1) 人権意識の高揚をめざす啓発の推進
	2 人権としての性の尊重	1) 性と生殖に関する互いの意思の尊重 2) 性に関する学習機会の充実 3) 性的マイノリティの人権尊重
	3 表現における人権の尊重	1) 市の刊行物の表現への配慮 2) メディア・リテラシーの向上 3) 文化創造・表現活動における男女共同参画への配慮
	4 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	1) 幼少期からの男女共同参画の推進★1 2) 若年層に対するジェンダー平等教育の推進★2 3) 男女共同参画を推進する学習活動の充実
	5 男女共同参画の理解の醸成	1) 男女共同参画の周知・啓発の推進 2) 男性に対する男女共同参画の推進★3 3) 市の職員や教職員に対する男女共同参画を推進するための研修の充実★4 4) 地域団体等に対する男女共同参画に関わる研修の充実 5) 男女共同参画を阻害する社会制度、慣行の見直し
	6 男女共同参画に関わる情報の収集と発信・提供	1) 男女共同参画に関わる情報の収集・加工・提供・発信の推進 2) 男女別統計による統計調査の充実
2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する	1 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	1) 市政等に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大★5 2) 事業所における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大★6 3) 地域・団体等における女性の参画拡大 4) 女性の参画拡大等に関わる情報提供の推進
	2 多様な働き方への支援	1) 働き続けやすい雇用環境づくりに向けた啓発、情報提供★7 2) 女性の就労支援★8
	3 ワーク・ライフ・バランスの推進	1) 事業所による働き方改革の推進への支援★9 2) 仕事と家庭生活等の両立を支える子育てサービスの拡充 3) 仕事と家庭生活等の両立を支える介護サービスの推進 4) 男性の家事・育児・介護等や地域活動への参画の促進 5) 市役所における男女共同参画の推進
		女性活躍推進計画

★は重点的に取り組む施策

基本目標	基本課題	施策の方向	
3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する	1 エンパワーメントへの支援	1) 子ども・若者の生きる力を育むための支援 2) 女性の就労支援★8（再掲） 3) 就労に必要な能力の習得支援 4) 政策・方針の立案・決定過程参画に向けての人材育成の充実 5) エンパワーメントや男女共同参画推進に関するグループ・ネットワークづくり 6) エンパワーメントのための学習機会・情報の提供とデジタル技術の利活用の推進・促進	
	2 さまざまな困難を抱える人々への支援	1) 生活上の困難を抱える人々への支援★10 2) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★11 3) 人権侵害の相談・救済の充実 4) 包括的な支援体制の構築・強化 5) 相談員の資質の向上	
	3 生涯を通じた健康支援	1) 女性の健康対策の推進 2) 一人ひとりの健康づくりの支援	
	4 防災・災害対応時における男女共同参画の推進	1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対応の推進	
4 あらゆる暴力を根絶する	1 DVを許さない社会づくり	1) DV防止に関する啓発と早期発見に向けた支援★12	DV対策基本計画
	2 相談体制の充実	1) 安心して相談できる体制づくり★13	
	3 DV被害者の保護および自立支援	1) 緊急時における安全の確保 2) 自立支援の充実	
	4 関係機関等との連携・協力	1) 関係機関・民間団体等との連携・協力	
	5 あらゆる性暴力への対策の推進	1) セクシュアル・ハラスメント防止および被害者支援 2) ストーカー等の防止および被害者支援 3) 児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止および被害者支援 4) あらゆる暴力根絶のための啓発の推進	

★は重点的に取り組む施策

Ⅲ

施策の展開

基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する

性別に関わりなく誰もが個性と能力を発揮して自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識によるさまざまな場面での不平等や、性的マイノリティに対する偏見などを取り除き、一人ひとりが互いの人権を尊重し合うことが大切です。

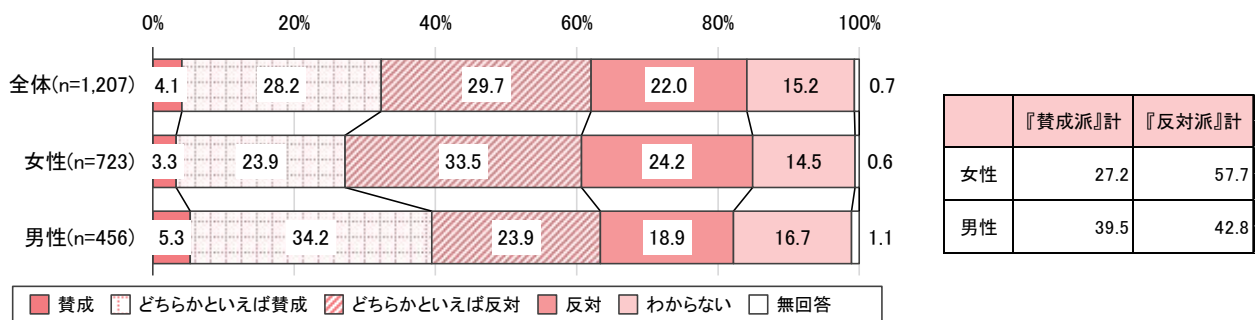
本市の状況

- 市民の固定的な性別役割分担意識をみると、女性では反対派が半数を超えていますが、男性では女性より賛成派が多く、固定的な性別役割分担にとらわれない意識の浸透は未だ十分ではありません【図 1-1】。
- 多くの市民は、LGBTをはじめとする性的マイノリティにとって生活しづらい社会であるという意識を持っています【図 1-2】。

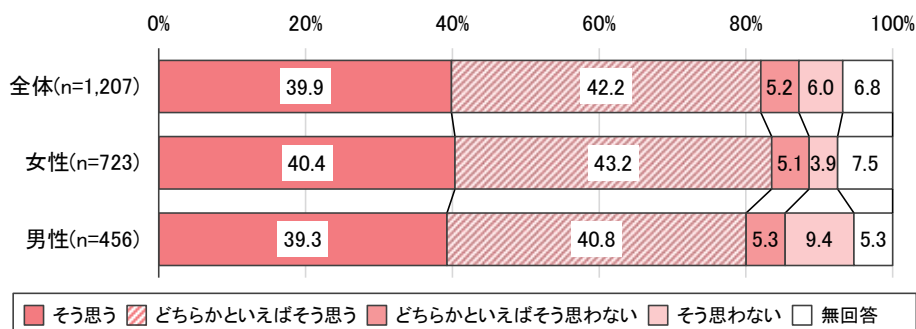
このような状況をふまえ、性別や性的指向、性自認などによる差別が起きないように、互いの人権を尊重し合う意識づくりを進めるとともに、男女共同参画の意識を育むための教育・学習や周知・啓発活動を行い、人権尊重と男女共同参画への意識改革に取り組みます。

また、特に、次世代を担う子どもたちや若年層、固定的な性別役割分担意識が強く残っている傾向がある男性には、対象者にあわせた効果的かつ積極的なアプローチを図り、人権尊重と男女共同参画への意識の改革に取り組みます。

【図 1-1：固定的な性別役割分担意識について】



【図 1-2：LGBTをはじめとする性的少数者にとって現状は生活しづらい社会だと思うかについて】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和3年（2021年））

重点的に取り組む施策

★1 幼少期からの男女共同参画の推進

- 男女共同参画を推進するための幼児教育、乳幼児保育・療育の企画および実践を進める
- 家庭における男女共同参画を進めることができるよう保護者への啓発を進める など

★2 若年層に対するジェンダー平等教育の推進

- 教育のあらゆる活動において発達段階に応じジェンダー平等教育を推進する
- 男女共同参画を進めるための教材・情報等を教育現場へ提供する など

★3 男性に対する男女共同参画の推進

- 男性に届きやすい媒体・機会を活用した情報提供や、男性が参加しやすい講座・イベント等を通じて、男性への理解促進を図る
- 相談支援を通じて男性が抱える悩みの解決を図るとともに、性別役割分担意識の解消や男性の気づき、意識改革を図るため、男性が気軽に相談できる窓口や機会づくりを進める

★4 市の職員や教職員に対する男女共同参画を推進するための研修の充実

- 男女共同参画の意識を高めるため、市職員、教職員研修を充実するとともに、民間の保育施設などへも働きかける
- 職場における男女共同参画に関する人権研修を充実する

推進のための指標（抜粋）

指標項目	策定時（令和3年度）	目標値（令和8年度）
人権が尊重されているまちだと思ふ人の割合	女性：39.5% ^{※1} 男性：40.6% ^{※1} （令和元年度）	60%以上 （令和7年度）
「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方に同感しない（固定的な性別役割分担意識について『反対派』）の割合	女性：57.7% ^{※2} 男性：42.8% ^{※2} （令和2年度）	80%以上 （令和7年度）
性的少数者について「言葉も意味も両方知っている」人の割合	女性：58.5% ^{※2} 男性：51.3% ^{※2} （令和2年度）	80%以上 （令和7年度）
すてっぷの認知度	全体：35.2% ^{※2} （女性：39.1%） （男性：29.0%） （令和2年度）	50%以上 （令和13年度） 45%以上 （令和8年度）
市の男性職員の育児休業取得率	13.9% （令和2年度）	30% （令和6年度）
市の男性職員の配偶者の出産に伴う休暇取得率	92.4% （令和2年度）	95%以上 （令和6年度）

※1 豊中市「豊中市市民意識調査」（令和元年度（2019年度））

※2 豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和2年度（2020年度））

基本目標 2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する【女性活躍推進計画】

男女共同参画社会を実現していくためには、女性の活躍を迅速かつ積極的に推進し、性別に関わりなく、あらゆる分野の活動に参画しやすい環境を整備すること、そして、男女が共に充実した職業生活、その他社会生活、家庭生活を送ることができることが重要となります。また、それらは来るべき「人口減少社会」「人生 100 年時代」を明るい未来に変えていくことにつながります。

本市の状況

- 本市の審議会等での女性委員の割合は 30%前後で推移しています【図 2-1】。一方で、市の課長級以上の職員に占める女性職員の割合は増加傾向にあります【図 2-2】。
- 市民の各分野での男女平等感をみると、「政治の場で」「職場で」は、男女とも男性が優遇されていると考える人が多く、「地域活動・社会活動の場で」は、平等と考える人は男性が女性を上回っています※¹。
- 本市の女性の労働力率は依然としてM字カーブを描き、全体的に大阪府および国より低い状態にある一方で※²、現在就労していない就学前児童の母親の8割以上、小学生の母親の7割程度は何らかの就労希望を持っており、女性の就労・就労継続が課題となっています※³。
- 市民の生活の希望（理想）と現実のギャップをみると、女性では希望する以上に「仕事」または「家庭生活」を、男性では「仕事」を優先せざるを得ない人が多くなっており※¹、男女ともワーク・ライフ・バランスを実現したくても、できていない状況にある人が多くなっていきます。

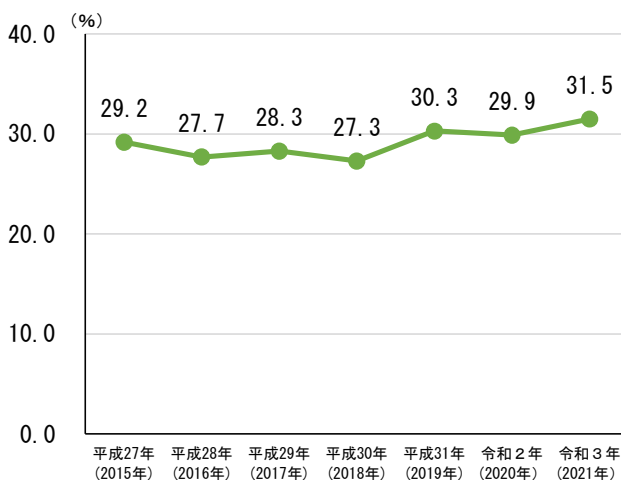
このような状況をふまえ、さまざまな分野での女性の参画を一層拡大し、多様な働き方への支援やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みなどを通じて、あらゆる分野での女性の活躍と持続可能で多様性に富んだ社会をめざします。

※¹ 「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート調査結果報告書」（令和 3 年（2021 年））

※² 「第 2 期豊中市子育て・子育て支援行動計画」（国勢調査）

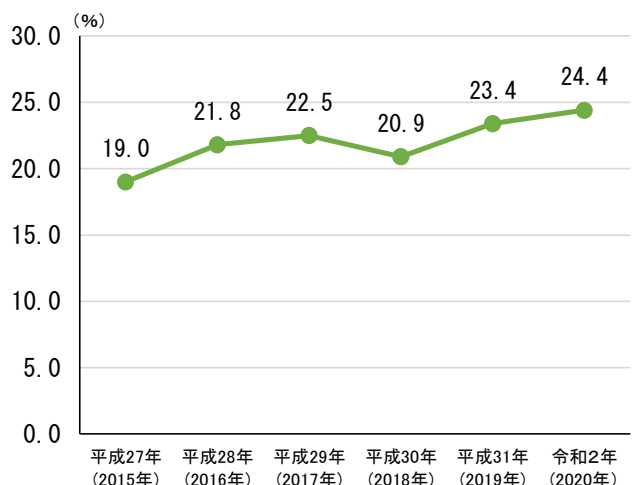
※³ 豊中市「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」（平成 30 年度（2018 年度））

【図 2-1：豊中市の審議会等での女性委員の割合】



資料：豊中市「令和 2 年度（2020 年度）第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版 第 2 次豊中市 DV 対策基本計画年次報告書」（基準日：4 月 1 日）

【図 2-2：豊中市での課長級以上に占める女性職員の割合】



資料：豊中市「豊中市特定事業主行動計画実施状況の公表について」（令和 2 年（2020 年）4 月 1 日現在）

重点的に取り組む施策

★5 市政等にかかわる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

- 「審議会等委員の選任に関する指針」の規定にしたがい、事前協議制度の活用などを通じて審議会等への女性委員の登用を図る
- 「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、能力や資質に応じ、管理監督職への女性職員、女性教職員の登用を進める など

★6 事業所における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

- 「女性活躍推進法」の趣旨などをふまえ、事業所における、経営・運営等の方針決定過程への女性の参画拡大について、事業者への働きかけや情報提供、啓発を進める
- 事業所等に向けて、「女性活躍推進法」による一般事業主行動計画の策定を働きかける など

★7 働き続けやすい雇用環境の促進に向けた啓発、情報提供

- 市民・労働者や事業所等に向けて、「男女雇用機会均等法」等雇用や職場での男女平等の推進に向けた学習および啓発、具体的かつ効果的な情報提供を進める
- 市民・労働者や事業所等に向けて、働く場でのセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等各種ハラスメントの防止に向けた学習および啓発、具体的かつ効果的な情報提供を進める など

★8 女性の就労支援

- 女性の職業能力を高めるため、技術習得や資格取得につながる講座等の学習機会を提供する
- 女性のための職業意識や職業観の形成、再就職、キャリアアップ等継続就業を支援する学習機会を提供する など

★9 事業所による働き方改革の推進への支援

- 男性中心型労働慣行、長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、事業所が取り組みやすくなるよう、事例などの具体的かつ効果的な情報提供、働きかけ、啓発を進める
- 在宅ワーク、テレワークの導入など「新しい生活様式」などをふまえた多様な働き方について、事業所等への情報提供を行う など

推進のための指標（抜粋）

指標項目	策定時（令和3年度）	目標値（令和8年度）
待機児童数	0人	ゼロの維持
審議会等の女性委員の割合	31.5%	40%以上 60%以下
市の男性職員の育児休業取得率（再掲）	13.9%（令和2年度）	30%（令和6年度）
「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいと回答した人の「希望—現実」のスコア差	女性：+10.4※ 男性：+13.3※ （令和2年度）	希望と実現の差を縮める（スコア差を0に近づける） （令和7年度）
ワーク・ライフ・バランスに関する取組みを実施している市内事業所の割合	69.9%※ （令和2年度）	75%（令和7年度）

※ 豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい 豊中市をつくるためのアンケート」（令和2年度（2020年度））

基本目標3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する

男女共同参画社会を実現していくためには、性別はもとより、一人ひとりが自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮でき、困難な状況に置かれた場合も包括的な支援が受けられる環境・体制が必要となります。

本市の状況

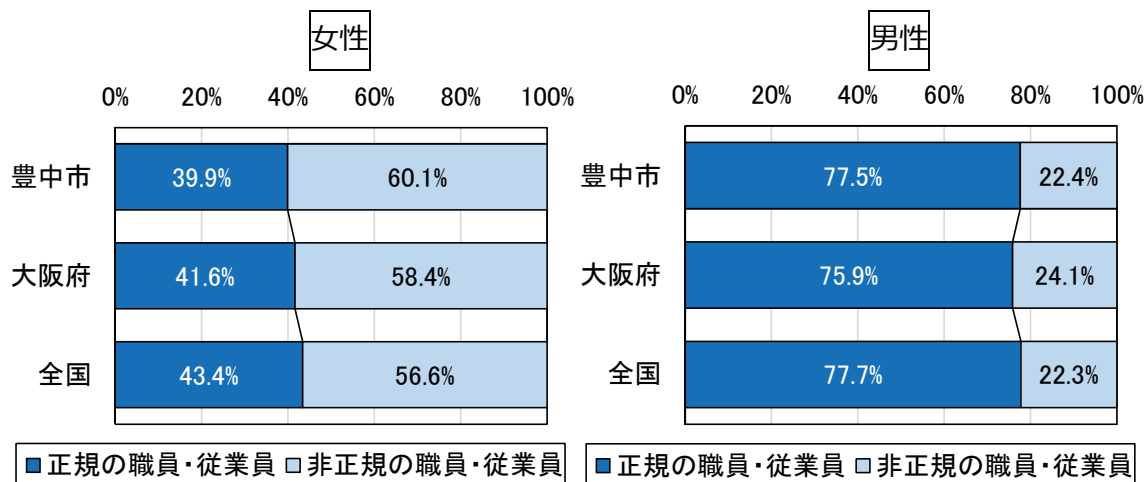
- 本市では、女性の非正規職員・従業員の割合は大阪府および全国と比べて高い状態にあります【図3-1】。また、18歳未満の子どもがいる母子家庭世帯は増加傾向にあります※1。
- 社会経済情勢の変化とともに、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、生活することに困難を抱える人が増加しています。特に、ひとり親世帯や高齢者、障害者、外国人等は厳しい状況に置かれることが多く、さらに女性であることでより困難な状況に置かれる場合があることから、それぞれ実情に応じたきめ細やかな支援、分野等を超えた包括的な支援が必要となっています。
- 近年では大規模災害が多発しており、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化しないような配慮が求められています※2。

このような状況をふまえ、すべての人が自己決定して生き方を選択して生活できるよう、その人が本来持つ力を引き出し、高めること（エンパワーメント）への支援に取り組みます。また、困難を抱える人々への切れ目のない支援、「人生100年時代」を見据えた生涯を通じた健康支援などに取り組むとともに、男女共同参画の視点に立った防災・災害対応などに取り組み、すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備していきます。

※1 国勢調査（平成2年（1990年）～平成27年（2015年））

※2 「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート調査結果報告書」（令和3年（2021年））

【図3-1：雇用者（役員除く）における正規・非正規雇用の状況（平成29年（2017年））
（豊中市・大阪府・全国）】



資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」

重点的に取り組む施策

★8 女性の就労支援（再掲）

- 女性の職業能力を高めるため、技術習得や資格取得につながる講座等の学習機会を提供する
- 女性のための職業意識や職業観の形成、再就職、キャリアアップ等継続就業を支援する学習機会を提供する など

★10 生活上の困難を抱える人々への支援

- ひとり親家庭の母子・父子が充実した生活を送ることができるよう住宅、就労、医療給付など、さまざまな支援を通してセーフティネットの充実を図る
- 貧困状態にある世帯の子どもがおかれる状況をふまえ、多機関・多職種と連携しながら、切れ目のない支援・子どもの貧困対策に取り組む など

★11 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- 高齢者や障害者、外国人等が安心して生活できるよう自立に向けた支援やサービス・制度等の提供を通して、セーフティネットの充実を図る
- ライフステージに応じたメンタルヘルスに関する取組みを推進する など

推進のための指標（抜粋）

指標項目		策定時（令和3年度）	目標値（令和8年度）
地域就労支援センターで受けた相談のうち、過去1年間で就労に結びついた件数とその割合		女性：105人・11.6% 男性：89人・8.4% （令和2年度）	男女とも20%
女性に関するがん検診の受診率	①乳がん検診	45.0%* （平成28年度）	50.0% （令和5年度）
	②子宮がん検診	40.7%* （平成28年度）	45.0% （令和5年度）

※豊中市健康づくり計画市民アンケート調査（平成28年度（2016年度））

基本目標 4 あらゆる暴力を根絶する【DV対策基本計画】

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪は、個人の尊厳を傷つける人権侵害であり、決して許されるものではなく、男女共同参画社会の実現をめざすうえで、配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪などあらゆる暴力の根絶は克服すべき課題となっています。

本市の状況

- 本市では毎年多くのDVに関する相談が寄せられていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、相談件数はさらに増加しており、主に女性からの相談が中心となっています【表 4-1】。
- 市民の精神的暴力と社会的暴力に関する認識は女性に比べて男性のほうが低い傾向があり、暴力行為に対する認知が十分ではないことがうかがえます*。
- DVを受けた経験がある女性の3割、男性の6割は「相談しようとは思わなかった」と考えており、その理由として「相談するほどのことではないと思ったから」が男女とも4割を占めていることから、被害を受けた認識の低さが相談につながらない大きな要因になっていることがわかります*。

このような状況をふまえ、一人ひとりが暴力に対する認識を持ち、暴力を許さない意識を持つための意識づくり、被害者を迅速に適切な支援へと結びつけるための相談支援体制の充実、関係機関や民間団体等の連携強化などに取り組み、あらゆる暴力の根絶をめざします。

※「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート調査結果報告書」令和3年（2021年）

【表 4-1：DV相談件数】

（単位：件）

	人権政策課	配偶者暴力相談支援センター	すてっぷ相談室	計
平成 29 年度 (2017 年度)	119	246	368	733
平成 30 年度 (2018 年度)	—	533	268	801
令和元年度 (2019 年度)	—	567	259	826
令和 2 年度 (2020 年度)	—	835	169	1,004

※配偶者暴力相談支援センターは平成 29 年（2017 年）10 月設置。以降、人権政策課対応分も配偶者暴力相談支援センターの件数に含まれる。

※配偶者暴力相談支援センター設置後のすてっぷ相談室の相談件数は、DV が背景にある相談実績の集計です。

重点的に取り組む施策

★12 DV防止に関する啓発と早期発見に向けた支援

- 市民一人ひとりがDVとは何か（DVにあたる行為とは何か）を認識し、DVの防止策・対応策などについての理解を深めることができるよう、多様な広報媒体の活用や講座等の開催による普及・啓発に取り組む。また、あらゆる世代への効果的な啓発手段・手法を検討する
- 交際相手などからの暴力（デートDV）の防止に向けて、市内中学校への出前講座や若年層を対象としたデートDVセミナーを実施するとともに、ホームページやSNSなど多様な媒体を活用したDVやデートDVの防止に向けた啓発に取り組む など

★13 安心して相談できる体制づくり

- 配偶者暴力相談支援センターや「すてっぴ相談室」、警察などのさまざまな相談窓口について、被害者や被害者の身近な人にとってより相談しやすい窓口となり、相談することへの抵抗をなくすような理解を広めるよう、効果的な周知や情報発信に取り組む
- あらゆる人が相談しやすい環境づくりに向けて、SNSやオンラインなど、多様なコミュニケーションツールを活用した相談支援に取り組む など

推進のための指標（抜粋）

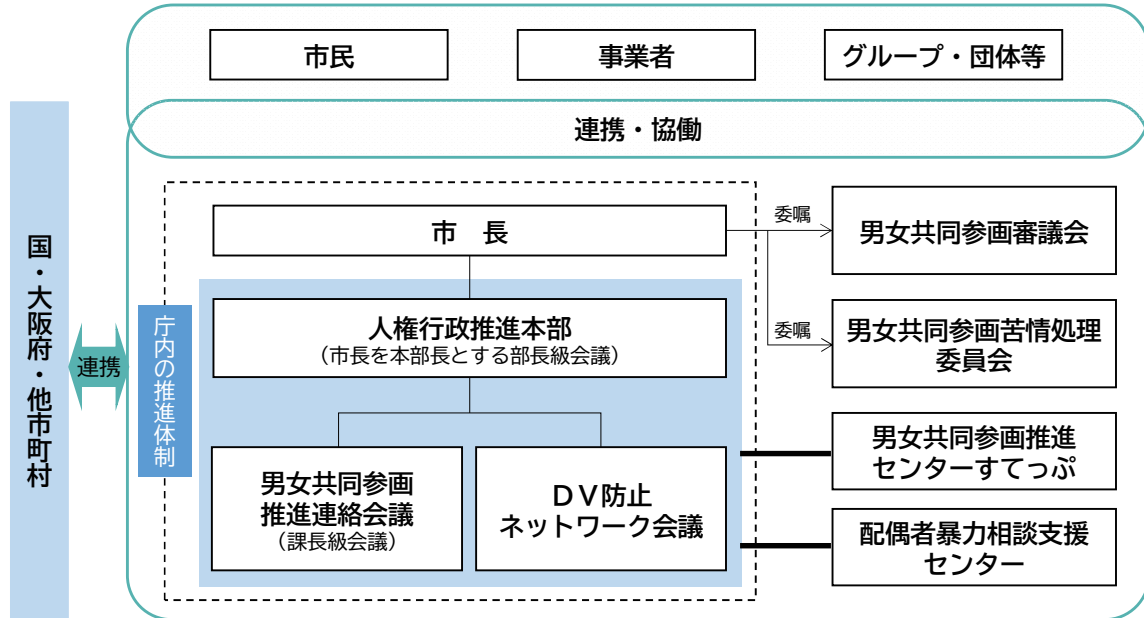
指標項目		策定時（令和3年度）	目標値（令和8年度）
DVで次のような行為を「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した人の割合	①何を言っても長時間無視される	女性：37.1%※ 男性：28.7%※ （令和2年度）	90%以上 （令和7年度）
	②あなたの交友関係や電話、メールを細かく監視されたり、外出を制限される	女性：59.5%※ 男性：46.7%※ （令和2年度）	90%以上 （令和7年度）
	③あなたが見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる	女性：69.3%※ 男性：58.3%※ （令和2年度）	90%以上 （令和7年度）
	④十分な生活費をわたさない	女性：58.2%※ 男性：46.9%※ （令和2年度）	90%以上 （令和7年度）
DV被害を相談しなかった人の割合（「相談したかったが、しなかった（できなかった）」＋「相談しようと思わなかった」の割合）		女性：45.0%※ 男性：59.3%※ （令和2年度）	30%以下 （令和7年度）
DVに関する相談窓口に関する認知状況	①相談窓口として「豊中市配偶者暴力相談支援センター」を知っている人の割合（同センターの認知度）	女性：6.5%※ 男性：9.6%※ （令和2年度）	25%以上 （令和7年度）
	②相談できる窓口があることを知らなかった人の割合	女性：13.3%※ 男性：16.4%※ （令和2年度）	5%以下 （令和7年度）
セクシュアル・ハラスメントの防止の取組みを実施している市内事業所の割合		47.2%※ （令和2年度）	60%以上 （令和7年度）

※ 豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい 豊中市をつくるためのアンケート」（令和2年度（2020年度））

IV

計画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、市の推進体制を充実するとともに、市民や事業者、グループ・団体等との連携・協働による取組みを進めます。

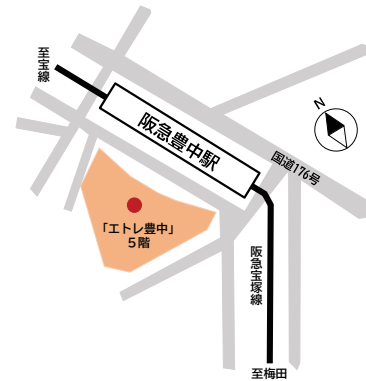


とよなか男女共同参画 推進センターすてっぷ

「すてっぷ」は、男女共同参画社会を実現するための施設です。女性だから、男性だからという性の違いにとらわれず、すべての人が、その人らしくいきいきと暮らせる社会をつくっていくために、男女平等をめざして、以下のような事業を行っています。

- (1) 情報の収集・提供・発信
- (2) 女性の生き方や法律、労働に関する相談
- (3) 市民活動の支援
- (4) 講座やイベントの開催
- (5) 調査・研究
- (6) センター施設の提供 など

▶詳細は、すてっぷのホームページ (<https://toyonaka-step.jp>) を参照ください。



〒560-0026
 豊中市玉井町1丁目1番1-501号
 電話：(代表) 06-6844-9772
 : (相談室) 06-6844-9739
 F A X : 06-6844-9706

第3次豊中市男女共同参画計画【概要版】

発行年月：令和4年（2022年）2月

発行：豊中市 人権政策課

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

電話：06-6858-2654 FAX:06-6846-6003

メール：danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp